

福井県中小企業金融制度のご案内

○中小企業向け制度融資 取扱金融機関

福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、京都北都信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫、福井県医師信用組合、福井県信用農業協同組合連合会

<令和7年7月9日付けの主な改正点等>

◆経営安定資金〔米国関税対策分〕の新設

- ・米国の関税措置の影響により売上等の減少が見込まれる中小企業者の方向けの融資制度を追加いたします。
- ・上記に伴い、令和7年4月25日から当面の間としていた、経営安定資金（環境変動分）の融資要件である「知事が別に定める経営上の脅威」に「米国関税引上げ措置による経済変動」を指定する取扱いは終了いたします。

<令和7年4月1日付けの主な改正点等>

◆制度融資金利の改定

各制度融資の金利上限を変更いたします。

◆中小企業育成資金（一般・小口）【保証料補給対象分】

- ・保証料補給対象分の要件を変更いたしました。

変更前：

次の（１）および（２）に該当し、かつ次の①～⑤のいずれかに該当する中小企業者

- （１）パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者
- （２）社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第２号（第４条関係））の今後の取組項目欄において「（６）賃金引上げ」を選択している中小企業者

- ①子育て中の男性社員の支援に取り組み、父親子育て応援企業として、知事表彰または登録を受けた方
- ②「ふくい女性活躍推進企業プラス」の登録を受けた方
- ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方
- ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方
- ⑤「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方

変更後：

次の（１）、（２）および（３）に該当し、かつ次の①～④のいずれかに該当する中小企業者

- （１）パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者
- （２）社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第２号（第４条関係））の今後の取組項目欄において「（６）賃金引上げ」を選択している中小企業者
- （３）「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方

- ①『ふく育応援団「従業員応援企業」』の登録を受けている方
- ②「ふくい女性活躍推進企業プラス」の登録を受けた方
- ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方
- ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方

◆中小企業再生支援資金

- ・感染症対象型について令和7年3月31日で取り扱いを終了します。
- ・新たに経営改善・再生支援強化型の取り扱いを開始します。

○令和7年度 中小企業向け制度融資（保証協会の保証を付す場合の融資条件のみ掲載）

【一般資金】				【問合せ先】 県産業労働部経営改革課（金融グループ） TEL：0776（20）0373					
このような時に ご利用下さい	制度名		融資対象者	融資限度額 （1年度当たり）	使途・融資期間 （うち据置）	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先
一般的な事業資金が必要 なとき	中小企業 育成資金	（一般）	中小企業者	8,000万円	設備資金10年以内 （1年以内） 運転資金 7年以内 （1年以内）	1.50%以下	0.35～1.70%	保証協会の定めによ る	商工会議所 商工会 取扱金融機関
		保証料補給対象分	次の（１）（２）および（３）に該当し、かつ次の①～④のいずれかに該当する中小企業者 （１）パートナーシップ構築宣言を行っている中小企業者 （２）社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」 宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組 項目欄において「（６）賃金引上げ」を選択している中小企業者 （３）「ふくいSDGsパートナー登録制度」の登録を受けた方 ①『ふく育応援団「従業員応援企業」』の登録を受けた方 ②「ふくい女性活躍推進企業プラス+」の登録を受けた方 ③「社員ファーストアワード制度」の表彰を受けた方 ④「ふくい健康づくり実践事業所認定制度」の認定を受けた方		2,000万円 （既存の保証協会の保証付 き融資残高を含む）				
				（小口）	小規模企業者 ※常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。但し、宿泊・娯楽業は20人以下。）				

【セーフティネット資金】									
このような時に ご利用下さい	制度名	融資対象者	融資限度額 (1年度当たり)	使途・融資期間 (うち据置)	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先	
取引先の倒産等により 売掛債権等の回収が困 難なとき 売上高の減少等から、 資金繰りが悪化してい るとき	関連倒産防止資金	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた方 ②倒産企業に対し売掛債権等を有し、知事の認定を受けた方	8,000万円 (売掛債権等の範囲内)	運転資金 5年以内 (6か月以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.23～1.49%	保証協会の定めによ る	取扱金融機関 県 経営改革課	
		保証料全額補給			1.40%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%			
	経営安定資金	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上高等、売上総利益率または営業利益率が前年または2年前の同期に比して3%以上減少している中 小企業者 ②原子力発電所運転停止の影響を受けたことにより、融資申込後3か月間の売上高等が平成23年同期の売上高等に比し て3%以上の減少が見込まれる中小企業者	8,000万円	設備資金・運転資金 7年以内 (1年以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.35～1.70%			取扱金融機関
					0.60%				
		1.40%以下 (責任共有制度対象外)			0.70%				
		1.50%以下 (責任共有制度対象)			0.35～1.70%				
		0.60%							
		1.40%以下 (責任共有制度対象外)			0.70%				
	セーフティネット 保証支援分	中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者	設備資金・運転資金 10年以内 (2年以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.60%				
		保証料1/3補給	1.40%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%					
	危機関連保証支援分	中小企業信用保険法第2条第6項に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者	設備資金・運転資金 7年以内 (1年以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.35～1.70%				
		保証料1/3補給							
	原材料・原油価格 高騰対策分	原材料・原油価格高騰の影響により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前 の同月に比して3%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが 前年または2年前の同期に比して3%以上減少が見込まれる中小企業者の方	設備資金・運転資金 7年以内 (1年以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.35～1.70%				
		保証料1/3補給							
	米国関税対策分	米国関税の影響により、最近1か月の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2年前の同月に比し て3%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年または2 年前の同期に比して3%以上減少が見込まれる中小企業者の方	設備資金・運転資金 7年以内 (1年以内)	1.50%以下 (責任共有制度対象)	0.35～1.70%				
保証料1/3補給									
既往借入金の借換えを 行うとき	資金繰り円滑化支援資金	保証協会の保証付き既往借入金の残高を有しており、経営改善計画に基づく借換えによって、資金繰りおよび経営の改善 が期待できる中小企業者	8,000万円 (新たな事業資金について は、既往借入金の借換額を 限度)	・保証協会の保証付き既往借入金の 借換えに必要な資金 ・借換えに伴い必要となる新たな事 業資金 15年以内 (1年以内)	2.25%以下 (責任共有制度対象)	0.35～1.70%	保証協会の定めによ る	商工会議所 商工会 取扱金融機関	
					2.15%以下 (責任共有制度対象外)	0.80%			
返済条件の緩和を行っ ているとき	長期借換支援資金	保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者 で、ローカルベンチマークを活用し、金融機関等の支援により経営改善が見込まれる中小企業者	8,000万円	・事業計画に基づく保証協会の保証付 き既往借入金の借換えに必要な資金 ・借換えに必要な資金に加え事業計画 に基づく新たな事業資金 15年以内(1年以内) ※新規資金を含む場合2年以内	【10年以内】 2.25%以下 【10年超】 2.65%以下	0.35～1.70%			
					保証料1/3補給				
経営再建に取り組むと き	中小企業再生支援資金	福井県中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画、経営サポート会議による検討に基づき策定または決 定された事業再生計画、または官民ファンドが策定を支援した再建計画に従って再生事業を実施する中小企業者	8,000万円 (1計画当たり)	・経営改善計画等に基づく再生事業 の実施に必要な新たな事業資金 ・事業資金とともに保証協会の保証 付き県制度融資既往借入金の借換え に必要な資金 10年以内 (1年以内) ※経営改善・再生支援強化型の 場合 据置3年以内	2.25%以下 (責任共有制度対象)	0.68% ※経営改善・ 再生支援強化型の 場合0.8% または1.0%	・担保不要 ・保証人について は保証協会の定め による	取扱金融機関 県 経営改革課	
					2.15%以下 (責任共有制度対象外)				
					経営改善・再生支援強化型の場合、0.5%分または0.7%分の保証料補給				

※融資利率は、令和7年4月1日現在（金利は変更する場合があります。）各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乗せした保証料率が適用される。なお、同制度適用により上乗せされた保証料は保証料補給の対象外とする。
※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。

【前向きな資金】					【問合せ先】 県産業労働部経営改革課（金融グループ） Tel：０７７６（２０）０３７３							
このような時に ご利用下さい	制度名		融資対象者	融資限度額 （１年度当たり）	使途・融資期間 （うち据置）	融資利率	保証料率	担保・保証人	申込先			
新たに事業を開始 するとき	開業支援 資金	無担保	〔創業関連保証分〕 県内において中小企業者として新たに事業を開始する方、または、事業を開始（分社化を含む）して１年未 満の中小企業者 〔スタートアップ創出促進保証分〕 県内において新たに会社を設立する方、または、会社を設立（分社化を含む）して１年未満の中小企業者 保証料全額または0.8%分補給	3, 5 0 0万円	設備資金 １０年以内 （１年以内） 運転資金 １０年以内 （１年以内） （※スタートアップ創出促進 保証分のうち、条件を満たせ ば３年以内）	1.45%以下 （責任共有制度対象外）	0.8% または 1.0%	・担保不要 ・保証人については 保証協会の定めによ る	商工会議所 商工会 取扱金融機関			
		有担保	県内において中小企業者として新たに事業を開始する方、または、事業を開始して１年未満の中小企業者	１億円 ※事業資金総額の１／３ の自己資金が必要	設備資金 １０年以内 （１年以内） 運転資金 ７年以内 （１年以内）	1.55%以下	・担保必要 ・保証人については 保証協会の定めによ る					
新分野進出や新商品 の開発等により、経営をレベル アップするとき	産業活性化 支援資金	おもてなし 産業支援分	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターの「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した方 ②上記に準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める方 保証料全額補給	１億５, ０００万円 （うち運転資金 ８, ０００万円） ※新事業展開等支援分①（農商 工等連携促進法の認定、地域 資源活用促進法の認定に限 る。）、②、④の場合は、８, ０００万円とする	設備資金 １５年以内 （１年以内） 運転資金 ７年以内 （１年以内）	【10年以内】 1.50%以下 【10年超】 1.90%以下	0.35～1.70%	保証協会の定めによ る	商工会議所 商工会 取扱金融機関 ふくい産業 支援センター （新事業展開等支 援分②、④）			
		経営活性化 支援分	次の①～③のいずれかに該当する中小企業者 ①商工会議所・商工会の関与のもと、新分野進出や新商品の開発等の経営革新に準ずる事業計画を進め、企業 自らの経営努力によるレベルアップを図る方 ②ふくいオープンイノベーション推進機構の支援により、国の補助事業を活用し、ものづくりや革新的な新商 品開発等を行う方 ③カーボンニュートラルに資する、国の省エネ・再エネに係る設備導入の補助事業に係る事業計画を進める者 保証料全額補給				0.35～1.70%					
		新事業展開 等支援分	次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法（経営革新計画、経営力向上計画）、農商工等連携促進法または地域資源活用促進法 に基づき、知事または国の承認・認定を受けた事業計画を進める中小企業者 ②ふくい産業支援センターの「ふくいの逸品創造ファンド」に基づく助成事業を実施した方（有限責任事業組 合（ＬＬＰ）を含む） ③県の「成長産業チャレンジ支援事業」または「県内産業価値づくり支援事業」に基づく補助事業を実施した 方 ④ふくい産業支援センターの「新事業チャレンジステップアップ事業」または「福井型スタートアップ創出支 援事業（創出枠・成長枠）」に基づく助成事業を実施した中小企業者 ⑤嶺南地域企業が嶺南にある各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援セン ター嶺南サテライトオフィス、県工業技術センターの支援を受けて作成した新事業展開や技術開発等に関する 事業計画を進める中小企業者 保証料全額補給				0.68%					
		県外・海外販 路開拓支援分	県内に本社（本店）があり、県外または海外への県産品の販路開拓のため、商工会議所・商工会の支援を受け て作成した事業計画を進める中小企業者（県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小あるいは従業員の雇用調整を伴 わない場合に限る。） 保証料全額補給				0.35～1.70%					
		I o T ・ A I 等導入支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①ふくい産業支援センターの「ふくいD X 加速化補助金」に基づく補助事業を実施した方 ②ふくい産業支援センターの「ふくいD X 推進宣言企業」に基づく登録を受けた方 ③ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画について、I o T や A I の導入により、５年計画 で「付加価値額」の年率３％および「経常利益」の年率１％の向上が見込まれる方 保証料全額補給				0.35～1.70%					
		B C P 対策 支援分	次のいずれかに該当する中小企業者 ①平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業B C P 策定運用指針」に基づきB C P を作成した方 ②中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を有する方 保証料全額補給				0.35～1.70% 0.68%					
		事業承継支援資金	次の①～③のいずれかに該当する方 ①経営承継円滑化法第１２条第１項の規定による認定を受けた方 ②認定支援機関等の支援により策定した事業承継計画を進める方で、貸付後３年以内に代表者を交代する見込 みのある方、または、代表者交代後１年未満の方 ③後継者不在等により存続見通しがつかない県内中小企業（事業歴１年以上）から事業資産の譲渡等により事 業基盤の全部または一部を承継する方 保証料1/2補給（①、②に限る）				１億５, ０００万円 ※親族内承継の場合は、 ８, ０００万円とする			１５年以内（１年以内） ※親族内承継、経営承継借換 関連保証の場合は、 １０年以内（１年以内）	【10年以内】 1.50%以下 【10年超】 1.90%以下	0.35～1.70% 専門家の確認を受 けた場合は、 0.20%～1.15%
		事業用資産や株式 買取資金、相続税 納税資金等が必要 なとき	事業承継支援資金 （経営者保証解除支援分）				次の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ①融資申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を 経過していないもの ③次のⅰ～ⅱの全ての要件を満たす法人 ⅰ. 資産超過であること ⅱ. EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が１ ５倍以内であること ⅲ. 法人・個人の分離がなされていること ⅳ. 返済緩和している借入金がないこと 保証料1/2補給			１億５, ０００万円	１０年以内（１年以内）	1.50%以下

※融資利率は、令和７年４月１日現在（金利は変更する場合があります。）各資金における融資利率は、表で定める利率以下とします。
※保証協会の保証を付さない場合の融資条件については、各資金要綱または本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※保証協会の保証を付す場合、利息に加え別途保証料がかかります。保証料率の詳細については、本パンフレット「融資利率・保証料率一覧」をご覧ください。
※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乘せした保証料率が適用される。なお、同制度適用により上乘せされた保証料は保証料補給の対象外とする。
※上記の融資制度は、中小企業信用保険法で定められた中小企業者、小規模企業者の方を対象としています。

令和7年度中小企業向け制度融資 融資利率・保証料率一覧

信用保証	資 金		責任共有 制度	融資利率 (年、%)	保証料率 (年、%)	保証料補給			
あり	中小企業育成資金（一般）		対象	1.50以下	A	－			
		保証料補給対象分				全額			
	中小企業育成資金（小口）		対象外	1.40以下	0.70%※ またはB	－			
		保証料補給対象分				全額			
	関連倒産防止資金		対象	1.50以下	C	全額			
		経営安定関連特例（1、2号）成立分					対象外	1.40以下	0.80
	経営安定資金		対象	1.50以下	A	1 / 3			
		経営安定関連特例（3、4、6号）成立分					対象外	1.40以下	0.70
		経営安定関連特例（7、8号）成立分					対象	1.50以下	0.60
		環境変動分					対象	1.50以下	A
		経営安定関連特例（3、4、6号）成立分					対象外	1.40以下	0.70
		経営安定関連特例（7、8号）成立分					対象	1.50以下	0.60
		セーフティネット保証支援分（5号）					対象	1.50以下	0.60
		危機関連保証支援分（6項）					対象外	1.40以下	0.80
		原材料・原油価格高騰対策分					対象	1.50以下	A
		米国関税対策分					対象	1.50以下	A
	資金繰り円滑化支援資金		対象	2.25以下	A	－			
		経営安定関連特例（1～4、6号）成立分					対象外	2.15以下	0.80
		経営安定関連特例（5、7、8号）成立分					対象	2.25以下	0.68
	長期借換支援資金		対象	(10年以内) 2.25以下 (10年超) 2.65以下	A	1 / 3			
	中小企業再生支援資金		対象	2.25以下	0.68	－			
					0.80	0.50%分			
		対象外			2.15以下	1.00	0.70%分		
	開業支援資金	無担保	〔創業関連保証分〕	対象外	1.45以下	0.80	全額		
			〔スタートアップ創出促進保証分〕			1.00	0.80%分		
			有担保			対象	1.55以下	A	－
	産業活性化支援資金		おもてなし産業支援分	対象	(10年以内) 1.50以下 (10年超) 1.90以下	A	全額		
			経営活性化支援分			A			
			新事業展開等支援分			0.68			
			経営革新関連特例、経営力向上関連特例、 農商工等連携事業関連特例、 地域産業資源活用事業関連特例成立分			A			
			県外・海外販路開拓支援分			0.68			
			経営革新関連特例、農商工等連携事業関連特例、 地域産業資源活用事業関連特例成立分			0.98			
			海外投資関係保険成立分			A			
			I o T ・ A I 等導入支援分			A			
			B C P 対策支援分			または0.68			
	事業承継支援資金	融資対象者①、② 融資対象者③		(10年以内) 1.50以下 (10年超) 1.90以下	A またはD	1 / 2 －			
	事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）			1.50以下	A またはD	1 / 2			
なし	中小企業育成資金（一般）	－	1.70以下	(10年以内) 1.70以下 (10年超) 2.10以下	－	－			
	経営安定資金								
	環境変動分								
	おもてなし産業支援分								
	経営活性化支援分								
	新事業展開等支援分								
	県外・海外販路開拓支援分								
	I o T ・ A I 等導入支援分								
	B C P 対策支援分								
事業承継支援資金	融資対象者③								

・融資利率は令和7年7月9日現在（利率は変更する場合があります。）各資金の融資利率は、この表で定める利率以下とします。

・事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乗せした保証料率が適用される。
なお、同制度適用により上乗せされた保証料は保証料補給の対象外とする。

・責任共有制度 対象：保証協会80%保証 対象外：保証協会100%保証
責任共有制度とは、信用保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、信用保証協会と適切な責任共有を図り、
両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度
※ 特別小口保険成立分の場合は、保証料率が0.70%となります。

○セーフティネット保証〔経営安定関連特例（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号）、危機関連特例（同法第2条第6項）〕とは

第5項	1号	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者
	2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
	3号	突発的災害（事故等）により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	4号	突発的災害（自然災害等）により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	5号	業況の悪化している業種に属する事業を行っており、売上高等が減少している中小企業者
	6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
	7号	金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）により、借入れが減少している中小企業者
	8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能であると認められる者
第6項	大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障が生じている中小企業者	

・対象となる中小企業者は、本店所在地の市町で認定を受けたうえ、金融機関や保証協会にて融資・保証を申し込んでください。

○保証料率の体系（年、%）

企業の信用リスク による区分（注）	A	B	C	D	E	F	
①	1.70	1.96	1.49	1.15	1.90	2.20	A…中小企業育成資金（一般）などに適用される 基本的な保証料率
②	1.56	1.77	1.35	1.00	1.75	2.00	
③	1.37	1.58	1.17	0.85	1.55	1.80	B…中小企業育成資金（小口）に適用される保証料率
④	1.19	1.39	0.99	0.70	1.35	1.60	C…関連倒産防止資金に適用される保証料率
⑤	1.02	1.18	0.85	0.60	1.15	1.35	D…事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）に 適用される保証料率
⑥	0.89	0.97	0.73	0.50	1.00	1.10	
⑦	0.70	0.78	0.55	0.40	0.80	0.90	E…保証協会に適用されている責任共有制度の保証料率
⑧	0.50	0.59	0.38	0.30	0.60	0.70	F…保証協会に適用されている責任共有制度対象外の保証料率
⑨	0.35	0.40	0.23	0.20	0.45	0.50	

（注）中小企業信用リスク情報データベース（CRD）の評価による区分であり、直前期決算の貸借対照表等がない場合などは、⑤を基準料率とする。

中小企業者および小規模企業者の定義(中小企業向け制度融資)

<中小企業者とは>

①中小企業信用保険法(以下「法」)第2条第1項第1号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※資本金または従業員数のいずれかの要件を満たしている必要があります。

②法第2条第1項第2号の会社および個人

業種	資本金または出資金	従業員数
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③法第2条第1項第3号から第4号および第7号から第10号の組合

組合の種類(主なもの)	備考
中小企業等協同組合 等	法第2条第1項第3号の規定による
協業組合	法第2条第1項第4号の規定による
商工組合および同連合会	法第2条第1項第7号の規定による
商店街振興組合および同連合会	法第2条第1項第8号の規定による
生活衛生同業組合、同小組合および同連合会	法第2条第1項第9号の規定による
酒造組合、同連合会および酒造組合中央会 酒販組合、同連合会および酒販組合中央会	法第2条第1項第10号の規定による

④法第2条第1項第5号の「常時使用する従業員数が300人以下」の医業を主たる事業とする法人 (医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む)

⑤法第2条第1項第6号の「常時使用する従業員数が300人(小売業は50人、卸売業またはサービス業は100人)以下」の 特定非営利活動法人

<小規模企業者とは>

①法第2条第3項第1号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
製造業等	20人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下

②法第2条第3項第2号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
宿泊業	20人以下
娯楽業	20人以下

③法第2条第3項第3号から第5号の組合

組合の種類	備考
事業協同小組合	法第2条第3項第3号の規定による
企業組合	法第2条第3項第4号の規定による
協業組合	法第2条第3項第5号の規定による

④法第2条第3項第6号の「常時使用する従業員数が20人以下」の医業を主たる事業とする法人 (医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む)

⑤法第2条第3項第7号の「常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下」の特定非営利活動法人

○マル経資金利子補給

日本政策金融公庫（国民生活事業）の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を借り入れた小規模事業者の方に、県が利子補給を行います。

融資対象	商工会議所、商工会等の経営指導を受け、商工会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者
融資限度額	2,000万円
融資期間	設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
補給対象となる借入れ	初めて利子補給を利用する場合：借入れ全額 2回目以降の利子補給を利用する場合：新規借入れ分（借換え充当分を除く）
補給内容	借入れ時から2年間、0.5%相当分

○各問い合わせ先

• 中小企業向け制度融資、マル経資金利子補給について 福井県産業労働部経営改革課 金融G 福井市大手3丁目17-1 TEL:0776-20-0373 • 保証制度、保証料について 福井県信用保証協会 福井市西木田2丁目8-1（福井商工会議所ビル4・5階） TEL:0776-33-8311 • 専門家による経営相談窓口 公益財団法人ふくい産業支援センター TEL:0776-67-7421
--